

貴船連区 地域づくり協議会だより

第2号

発行日 平成25年4月1日
発行者 貴船連区地域づくり協議会
一宮市貴船1丁目1-19（貴船公民館内）

地域づくり協議会

本格稼働開始

昨年12年18日（火）設立された貴船連区地域づくり協議会が、今年度より本格稼働を開始します。

今年度は、各部会（四部会）において各団体より事業の内容の報告を受け検討し、地域で各種共同活動を行い、地域住民の共通の利益増進、生活環境の保持・改善に努め、人と人のつながりを深め、安全・安心で思いやりのあふれる地域づくりに寄与することを目的として開かれます。

地域づくり協議会は、目的を達成するために、次の事業を行います。

- ① 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業

② 地域住民の福祉に寄与する事

業
③ 交通安全、防犯及び防災に関する事業

④ 公民館活動及び生涯学習に関する事業

⑤ 児童及び青少年の健全育成に関する事業

⑥ 高齢者及び障害者福祉に関する事業

⑦ 地域の情報及び活動を周知する事業

⑧ その地域の発展に寄与する事業

地域づくり協議会は、事業を遂行するために、どのような組織で運営するのか？

すでに貴船連区内には各種団体が活動しています。その団体の役員及びその経験者等で組織されます。

又、事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で

協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、構成団体となります。

地域づくり協議会の役員の職務について定められています。

- ① 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を統括する。
- ② 理事長及び理事は本会の業務及び審議に参画する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によつて、その職務を代理する。
- ④ 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。
- ⑤ 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- ⑥ 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。
- ⑦ 部会長は、担当部会の運営に当たる。

※理事長職は貴船連区だけの職であり、貴船連区連区長が就任します。

各部会については、つきの
とおりです。

- 安全安心を考える会

〈事業目的〉

住民が安全で安心して暮らせ
る住みよいまちづくりを推進
する

〈事業の内容〉

交通安全推進事業・地域防犯
活動推進事業・資源回収推進
事業

〈構成団体〉

町長会・社会福祉協議会支
会・公民館・児童育成協議会
・老人クラブ連合会・女性の
会・交通安全会・防犯協会支
部・学校外活動推進委員会・
資源回収推進協議会・廃棄物
減量推進員会・保護司会・貴
船小学校・貴船小学校PTA

- 思いやりを考える会

〈事業目的〉

住民のふれあいを深め、思
やりがあふれるまちづくりを
推進する

〈事業の内容〉

敬老会事業・見守りネットワ
ーク事業

〈構成団体〉

町長会・社会福祉協議会支
会・民生児童委員協議会・公
民館・児童育成協議会・老人
クラブ連合会・女性の会・高
齢者の生きがいと健康づくり
推進協議会支部・赤十字奉仕
団分団・遺族会

- 人とのつながりを考える会

〈事業目的〉

人とのつながりを大切にし、思
元気で活気あふれるまちづく
りを推進する

〈事業の内容〉

学校外活動推進事業・公民館
活動事業・高齢者の生きがい
と健康づくり推進事業

〈構成団体〉

町長会・社会福祉協議会支
会・民生児童委員協議会・公
民館・児童育成協議会・老人
クラブ連合会・女性の会・学
校外活動推進委員会・高齢者
の生きがいと健康づくり推進
協議会支部・スポーツ推進委
員・一宮市AV技術者の会支
部・貴船小学校・貴船小学校
PTA

- 広報部会

〈事業目的〉

情報が共有できるまちづくり
を推進する

〈事業の内容〉

地域づくり協議会だより等の
広報活動

〈構成団体〉

各部会広報委員・協力者

岡本将嗣市議会議員が
相談役に就任

3月25日貴船公民館にて役員会
が開かれ、満場一致にて、
岡本将嗣市議会議員の当協議会
の相談役就任が決定されました。

貴船連区皆様の広報誌として、
連区内の行事の予定やその結果
などを広くお知らせすることと
お役に立ちたいと願っています。